

今一批の依り協成に之の号一若の許部ノ難越し
中ノ擧大化ノ年し以之移部ノ為所也此の
し一之八ノ正と動ノ方このこ横保ヲテテ然
サレバ勢シテ

一方市者之れテ之能近海陸上之懸互ノ時
側ノノ噴能ノ一躍し去レ非ト思料也此ノ大
ノク此此ノ態ノ推測ノ傍観ニトテ、此方
正面衝突ノ難免ノ事

依テ老歴し其ノ方は其ノ方ノ信託事
得テ止之、之ノ必要ノ事
今之ノ移換ノ勢、一面合出
煽動ノ信ノ急事

テ、為之難重ニ
ノ懸念
勢ノ好時
ナレバ

(2) 此の如し
道ノ下
物々配
河部
西村

以上、
(西村)ノ
ノ西村
ノ西村